

「未来つながる宇和島」情報配信業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容		配点	採点
全体評価	事業への理解	本事業の趣旨を十分に理解した具体的な提案となっているか。	20	各審査委員による採点
項目別評価	情報配信	各 SNS（メディア）の特性を十分に考慮した提案となっているか。	15	
		コンテンツの配信イメージが具体的に提案され、ターゲットに対して宇和島の魅力を効果的に届けることができる内容であるか。	15	
	デジタルマーケティング	フォロワー拡大・認知向上のための手段が明確に示された提案であるか。	15	
	イベント	本事業の趣旨に合ったイベントコンセプト、内容であり、フォロワー層の来訪や移住への意欲醸成につながる提案であるか。	10	
	自由提案（積極性）	その他、提案者の積極性及び独自性に基づいた提案がなされているか。	5	
業務実施面の評価	業務実施体制	業務に必要な知識・経験を有する人員が配置され、運営に十分な体制となっており、実現可能な工程となっているか。	10	事務局による採点
	業務実績	情報配信事業における企画・運営業務の実績があるか。	5	
経費	見積金額は妥当であるか ※価格点（5点）× 提案者のうち最も低い見積価格 / 提案者の見積価格 ※小数点以下切り捨て ※提案が1者のみの場合は3点		5	

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。